

国立大学法人群馬大学学長選考実施細則

	平成 17. 12. 1	制定
改正	平成 18. 4. 1	平成 18. 6. 1
	平成 19. 4. 1	平成 19. 12. 1
	平成 20. 12. 1	平成 21. 6. 24
	平成 22. 4. 1	平成 23. 4. 1
	平成 24. 5. 1	平成 25. 4. 1
	平成 26. 4. 1	平成 26. 6. 25
	平成 27. 2. 26	平成 27. 4. 30
	平成 28. 4. 1	平成 29. 5. 1
	平成 29. 12. 1	令和元. 6. 18
	令和 2. 4. 1	令和 2. 9. 29
	令和 3. 6. 29	令和 4. 4. 1
	令和 5. 4. 1	令和 6. 6. 25
	令和 8. 4. 1	

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人群馬大学学長選考規程（以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長（以下「学長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(実施計画)

第 2 条 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、学長候補者の選考に当たり、実施計画を策定し、その概要を公表する。

(推薦依頼等)

第 3 条 規程第 3 条第 1 項の規定による推薦の依頼は、別紙様式第 1 号により行う。

2 規程第 3 条第 3 項の規定による推薦は、別紙様式第 2 号から第 5 号までにより行う。

3 前項の推薦に当たっては、学長適任候補者に順位を付さないものとする。

4 規程第 4 条第 2 項の規定による推薦は、第 2 項の規定を準用して行う。

(資格審査)

第 4 条 規程第 4 条第 1 項の規定による資格審査は、前条第 2 項の規定により提出された書類により行う。

(学長適任者の公表)

第 5 条 規程第 4 条第 3 項の規定による公表の様式は、別紙様式第 6 号による。

(調書の依頼)

第 6 条 学長選考・監察会議は、学長適任者に、別紙様式第 7 号及び第 8 号による調書の提出を依頼する。

(意向聴取)

第 7 条 意向聴取は、電子的方法により、学長適任者のうちから、学長にふさわしいとする者 1 名を選択する方法により行う。

(意向聴取日等の公示)

第 8 条 意向聴取日等の公示は、意向聴取の開始日の 14 日前まで行うものとし、併せて第 9 条に規定する意向聴取参加資格者に通知する。

2 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を公示し、及び通知する。

(1) 意向聴取の期日及び方法

(2) 学長適任者の氏名（氏名の掲載は届出順）

(3) 第6条の規定により提出された調書

（意向聴取参加資格者）

第9条 規程第5条第2項に規定する意向聴取参加資格者は、役員及び国立大学法人群馬大学就業規則第3条第1項に定める教職員で、意向聴取日等の公示の日に在籍する次の者及び医学部附属病院長（理事又は教員が医学部附属病院長を兼ねる場合を除く。）とする。

職 種	職 名
役 員	学長，理事
大学教員	教授，准教授，講師
附属学校教員	校長，園長，教頭
事務職員	事務局長，部長，調査役，次長，課長，事務長， 室長，専門員，副課長，副事務長
施設系技術職員	部長，課長，副課長
医療系技術職員	副薬剤部長，診療放射線技師長， 栄養士長，臨床検査技師長， 臨床工学技師長，療法士長
看護職員	看護部長，副看護部長
教育研究系技術職員	技術専門職員

2 意向聴取日等の公示の日から意向聴取の開始日までの間に退職した者は、意向聴取参加資格を有しない。

（意向聴取結果の公表）

第10条 学長選考・監察会議は、規程第5条第3項の規定に基づき、電子的方法による意向聴取の回答を確認し、公示する。公示の様式は、別紙様式第9号による。

（学長候補者の決定）

第11条 規程第6条第1項の規定による学長候補者の決定は、第3条第2項及び第6条の規定により提出された書類並びに規程第6条第2項により面談を行った場合は、その結果により行う。

（再任の審査）

第11条の2 規程第6条の2第2項の規定による調書の様式は、別紙様式第10号及び第11号による。

（学長候補者の公示）

第 12 条 規程第 7 条第 2 項の規定による公示の様式は、別紙様式第 12 号による。
(再選考の公示)

第 13 条 規程第 8 条第 2 項の規定による公示の様式は、別紙様式第 13 号による。
(事務)

第 14 条 学長選考に関する事務は、総務部総務課が処理する。
(雑 則)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考
・ 監察会議がその都度定める。

附 則
この細則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、令和元年 6 月 18 日から施行する。

附 則
この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 6 月 29 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号（第 3 条関係）

（元号） 年 月 日

殿

国立大学法人群馬大学
学長選考・監察会議議長

学長適任候補者の推薦について（依頼）

国立大学法人群馬大学学長選考規程第 3 条第 1 項の規定に基づき，学長適任候補者（3 人以内）を（元号） 年 月 日までに推薦願います。

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学
学長選考・監察会議議長 殿

[自署]

学長適任候補者の推薦について（回答）

国立大学法人群馬大学学長選考規程第3条第3項の規定に基づき、下記の者を学長適任候補者として推薦します。

記

1 氏 名

2 添付書類

- | | |
|-----------------|---|
| （1）学長適任候補者推薦理由書 | 部 |
| （2）学長適任候補者略歴書 | 部 |
| （3）学長適任候補者業績調書 | 部 |

学長適任候補者推薦理由書

(ふ り が な) 被推薦人の氏名	(歳)
現 職 名 (又は最終職名)	
推 薦 理 由	

(注) 1 用紙は、日本産業規格 A 4 縦型とする。

2 学長適任候補者の推薦は、被推薦人の同意を得て行うこと。

別紙様式第 4 号（第 3 条関係）

学長適任候補者略歴書

（ふりがな） 氏 名	
生 年 月 日	（ 歳）
国 籍	
現 住 所	
学 歴	
職 歴	
学位・称号 免許・資格 等	
賞 罰	

（注）用紙は，日本産業規格 A 4 縦型とする。

学長適任候補者業績調書

氏 名 _____

（教育研究に関する業績）

（管理運営及び経営に関する業績）

（その他特記すべき事項）

（注）用紙は，日本産業規格 A 4 縦型とする。

学長適任者について

国立大学法人群馬大学学長選考規程第 4 条第 3 項の規定に基づき，下記のとおり公表する。

記

（氏 名）（現職又は最終職名）

（氏 名）（現職又は最終職名）

（氏 名）（現職又は最終職名）

・

・

・

※「1 人の場合は次の文言を追加」

学長選考・監察会議は，上記の学長適任者について，国立大学法人群馬大学学長選考規程第 5 条第 2 項の規定に基づき意向聴取を行わず，同規程第 6 条に規定する学長候補者の選考を行う。

なお，学長適任者の略歴，業績及び所信については，別途公表する。

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議

（注）学長適任者の掲載は，届出順とする。

学長適任者略歴及び業績調書

(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	
学歴及び略歴	
学 位 ・ 称 号 免 許 ・ 資 格 等	
業 績 調 書	(教育研究に関する業績)
	(管理運営及び経営に関する業績)
	(その他特記すべき業績)

(注) 1 用紙は，日本産業規格 A4 縦型とする。

2 この調書は，別紙様式第4号及び別紙様式第5号の内容のうち，主要なものを記入する。

3 この調書は，公表する。

学長適任者所信調書

氏 名 _____ [自署]

（本学の運営や課題に関する所信）（2,000 字以内とする）

- （注） 1 用紙は，日本産業規格 A 4 縦型とする。
2 この調書は，公表する。

学長適任者意向聴取結果について

学長適任者に係る意向聴取結果について、国立大学法人群馬大学学長選考規程（以下、規程という。）第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、学長候補者については、本聴取結果を参考にして、国立大学法人群馬大学学長選考実施細則（以下、細則という。）第11条の規定に基づき、細則第3条第2項及び第6条の規定に定める提出書類並びに規程第6条2項による面談の結果により、選考を行い、決定した。（決定する。）

記

- | | | | | | | | | | |
|---|------------|------|---|---|---|---|---|---|----|
| 1 | 実施年月日 | (元号) | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 意向聴取参加資格者数 | | | | | | 人 | | |
| 3 | 回答者数 | | | | | 人 | (| | %) |
| 4 | 得票数 | | | | | | | | |
| | | 氏 | 名 | | | | | 票 | |
| | | 氏 | 名 | | | | | 票 | |
| | | 氏 | 名 | | | | | 票 | |

・
・
・

（届出順：敬称略）

(元号) 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議

再任審査に係る業績調書

氏 名 _____ [自署]

（学長としての教育研究に関する業績）

（学長としての管理運営及び経営に関する業績）

（学長としてのその他特記すべき事項）

（注）用紙は，日本産業規格 A 4 縦型とする。

別紙様式第 11 号（第 11 条の 2 関係）

再任審査に係る所信調書

氏 名 _____ [自署]

（本学の運営や課題に関する所信）（2,000 字以内とする）

（注）用紙は，日本産業規格 A 4 縦型とする。

公 示

国立大学法人群馬大学学長選考規程第 6 条第 1 項の規定に基づき，学長候補者を決定し，就任の承諾が得られたので，同規程第 7 条第 2 項の規定により下記のとおり公示する。

記

1 学長候補者氏名

2 就任予定年月日

（元号） 年 月 日（任期 年）

3 選考した理由及び選考の過程

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議

（注）下線部は，再任の審査の場合にあっては，「第 6 条の 2 第 3 項」に置き換える。

公 示

国立大学法人群馬大学学長選考規程第 8 条第 2 項の規定に基づき，下記のとおり公示する。

記

- 再選考を行う理由

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議